

潮風を感じて.....

ましげ町

議会だより

あなたと議会をむすぶ



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



増毛町観光港まつりのようす

第2回定例会

報告事項・一般議案・補正予算など	2~4P
各議員の賛否一覧	5P
町長からの行政報告	5~6P
一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』	7~18P

特集・中学生が傍聴にきました

議会のうごき、編集後記



第154号

平成30年 8月 6日

一般会計外6会計補正予算を可決

増毛町立認定こども園条例の制定 ポンプ付救助工作車の購入を決定

平成30年 第2回定例会

6月14~15日開催

増毛町議会は第2回定例会を6月14日から15日の2日間で開催し、1日目に各種報告や要請の委員会付託を行ったのちに、一般質問を行いました。
2日目は、一般会計のほか5

特別会計、1企業会計の補正予算、ポンプ付救助工作車の購入、公営住宅建築に係る工事請負契約の締結、条例の改正等のほか、1件の意見書を原案どおり可決し、閉会しました。

報告事項

◆専決処分報告

今定例会において、次の3件について報告され承認しました。
①平成29年度一般会計予算の歳入歳出ともに1712万5千円が増額されたもの。
歳入については、国庫補助金及び頑張れ増毛応援寄附金の増額、歳出については、ふるさと納税関連経費と除雪経費が増額されたものです。

②増毛町税条例の一部を改正する条例

③増毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

いずれの条例改正も、平成30年度の税制改正を主な内容とした地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い改正されたものです。

◆繰越明許費計算報告

平成29年度から平成30年度に繰越して使用する歳出予算の額の確定に伴い、町から議会へ報

告がありました。
報告された内容は、左記のとおりであります。

平成29年度繰越明許計算報告

事業名	金額
地域防災計画変更業務委託事	399万円
宿泊施設改修事業	556万円
増毛港港湾整備事業負担金	1,870万円

※町から報告のあった内容を事業ごとにまとめてあります。(金額は端数を調整して表示しています。)

◆財政援助団体監査結果報告

監査委員から、町職員が経理事務を担当している、財政的援助団体の平成29年度決算について審査した結果、適切であるとの報告がありました。

一般議案

◆工事請負契約の締結

今定例会に、契約予定価格が5千万円を超える工事請負契約

の締結について1件の提案があり、原案のとおり可決されました。

◎工事名

公営住宅建築工事

契約金額

1億7547万8400円

契約の相手方

清野・増毛経常建設共同企業体

契約の方法

指名競争入札

◆財産の購入

今定例会に、購入予定価格が700万円を超える財産の購入について1件の提案があり、原案のとおり可決されました。

◎購入車両

ポンプ付救助工作車

購入金額

8445万6000円

購入先

山崎自動車株式会社

(札幌市白石区)

購入の方法

指名競争入札

条例の制定・改正

◆増毛町立認定こども園条例の制定

増毛町子ども・子育て支援事業計画に基づき、就学前の子どもに関する教育・保育等を総合的に提供する機能を備えた幼児連携型認定こども園設置に必要な事項を定めるため、制定されました。

◆増毛町税条例等の一部を改正する条例

平成30年度の税制改正を主な内容とした地方税法等の一部を改正する法律等が3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、改正されました。

◆増毛町港湾管理条例の一部を改正する条例

港湾施設用地使用料のうち埋設管類地中使用する単位の訂正と、条文中の字句を整理するため、改正されました。

補正予算

◆今定例会では、平成30年度一般会計の外、5つの特別会計、1つの企業会計について、予算補正の提案があり、いずれも原案のとおり可決されました。

◆一般会計
歳入歳出ともに4663万9千円が増額されました。

◆国民健康保険特別会計
歳入については、道支出金及び

歳入については、海岸漂着物地域対策推進事業補助金、前年度繰越金の増額と地域住宅交付金の減額が主なものです。

歳出については、海岸漂着物回収処理業務委託料、除雪車両修繕料、住宅リフォーム補助金及び認定こども園設置準備費の増額と人事異動に伴う人件費の減額が主なものです。

◆国民健康保険特別会計
歳入歳出ともに3946万5千円が増額されました。

平成30年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。
千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 **4,663** 万円の増額
総 額 **48億 5,263** 万円に

歳 入

地域住宅交付金…………… 528 万円減
海岸漂着物地域対策推進事業補助金…………… 560 万円増
農業農村整備事業受託事業収入…………… 33 万円増
前年度繰越金…………… 4,629 万円増

歳 出

財政調整基金積立金…………… 1,755 万円増
海岸漂着物回収処理業務委託料…………… 700 万円増
住宅リフォーム補助金…………… 695 万円増
新築住宅建設支援補助金…………… 178 万円増
職員給与費…………… 1,076 万円減
診療所特別会計への繰出金…………… 244 万円増
介護保険特別会計への繰出金…………… 138 万円減

国民健康保険特別会計

歳入歳出 **3,946** 万円の増額
総 額 **7億 2,526** 万円に

歳 入

保険給付費等特別交付金…………… 21 万円増
前年度繰越金…………… 3,925 万円増

歳 出

日本行政区画便覧利用料…………… 21 万円増
国庫支出金等過年度分返還金…………… 3,925 万円増

観光施設事業特別事業特別会計

歳入歳出 **27** 万円の増額
総 額 **5,647** 万円に

歳 入

一般会計からの繰入金…………… 27 万円増

歳 出

職員給与費…………… 27 万円増

診療所事業特別会計

歳入歳出 **244** 万円の増額
 総 額 **2億 2,914** 万円に
 (歳入)
 一般会計からの繰入金…………… 244 万円増
 (歳出)
 職員給与費…………… 244 万円増

介護保険特別会計

歳入歳出 **1,108** 万円の増額
 総 額 **9億 2,848** 万円に
 (歳入)
 一般会計からの繰入金…………… 139 万円減
 前年度繰越金…………… 1,247 万円増
 (歳出)
 国庫支出金等過年度分返還金…1,953 万円増
 介護給付費準備基金積立金…………… 725 万円減
 職員給与費…………… 179 万円減

後期高齢者医療特別会計

歳入歳出 **245** 万円の増額
 総 額 **8,975** 万円に
 (歳入)
 前年度繰越金…………… 245 万円増
 (歳出)
 後期高齢者医療広域連合納付金…………… 245 万円増

砕石事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし
 支出総額 **2億 7,576** 万円
 (収益的支出)
 営業費用 (主に人件費の調整) ……228 万円増
 予 備 費……………228 万円減

前年度繰越金を増額、歳出については、国保一元化関連システムに係る日本行政区画便覧利用料及び国庫支出金等過年度分返還金が増額されました。

◆観光施設事業特別会計

歳入歳出ともに27万8千円が増額されました。

歳入については、一般会計繰入金を増額、歳出については、スキー場費の人件費が増額されました。

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに244万4千円が増額されました。

歳入については、一般会計繰入金を増額、歳出については、看護師の新規採用に伴う人件費の調整が主なものです。

◆介護保険特別会計

歳入歳出ともに1108万8千円が増額されました。

歳入については、前年度繰越金の増額、一般会計からの繰入金金の減額が主なものです。

歳出については、償還金の増額と人件費の減額が主なものです。

◆後期高齢者医療特別会計

歳入歳出ともに245万7千

円が増額されました。

歳入については、前年度繰越金を増額、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金が増額されました。

◆砕石事業会計

収益的収支の支出について、人事異動に伴い人件費を調整し、予備費が減額されました。

委員会報告

◆総務文教常任委員会報告

今定例会において付託された

意見書

今定例会では1件の意見書案の提出があり、原案どおり可決し、国の関係閣僚へ提出しました。

◆提出した意見書

◎2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書
 2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要であることから、内閣総理大臣ほか、国の関係閣僚へ提出しました。

案件について報告されました。
 ◎要請第1号
 2019年度地方財政確立に係る地方自治法99条に基づく意見書採択の要請について
 ◎審査結果 採 択
 本要請は報告どおりに採択となりました。

平成 30 年第 2 回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名 (議席順)	酒井 倫明	土橋 文夫	大井紀 美恵	松倉 清道	菅原 幸弘	小田 緑	飛内 真吾	西山 征二	豊田 敏巳	岩崎 俊一	佐藤 善一	議決結果
専決報告第 1 号	専決処分報告について (平成 29 年度増毛町一般会計補正予算 (第 8 号))		○	○	○	○	○	○	○	○		○		承認
専決報告第 2 号	専決処分報告について (増毛町税条例の一部を改正する条例)		○	○	○	○	○	○	○	○		○		承認
専決報告第 3 号	専決処分報告について (増毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例)		○	○	○	○	○	○	○	○		○		承認
要 請 第 1 号	2019 年度地方財政確立に係る地方自治法 99 条に基づく意見書採 択の要請について		○	○	○	○	○	○	○	○		○		採 択
議案第 37 号	工事請負契約の締結について		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決
議案第 38 号	財産の購入について		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決
議案第 39 号	増毛町立認定こども園条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決
議案第 40 号	増毛町税条例等の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決
議案第 41 号	増毛町港湾管理条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決
議案第 42 号	平成 30 年度増毛町一般会計補正予算 (第 1 号)		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決
議案第 43 号	平成 30 年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決
議案第 44 号	平成 30 年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決
議案第 45 号	平成 30 年度増毛町診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号)		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決
議案第 46 号	平成 30 年度増毛町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決
議案第 47 号	平成 30 年度増毛町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決
議案第 48 号	平成 30 年度増毛町砕石事業会計補正予算 (第 1 号)		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決
意見書案第 1 号	2019 年度地方財政の充実・強化を求める意見書		○	○	○	○	○	○	○	○		○		原案可決

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第 117 条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加
わらなかった。

行政報告

平成 30 年第 2 回定例会では町
長から議会に対し 4 点の報告が
ありました。



町長 堀 知らせた
内容要約
町民の
皆様に
おすま
します。

①今年度の公共工事について
国の直轄事業の増毛港の整備
では、弁天岸壁の物揚場及び波
除堤が整備されます。
増毛港は昨年、国土交通省に
よる「農水産物輸出促進計画」
が全国第 1 号に認定されたこと
により、来年度から屋根付き岸
壁が整備される計画であります。
北海道が実施する農業基盤整
備事業では、朱文別・別荘地区
の本工事と実施設計、信砂・湯
の沢地区の本工事が行われます。
また、地域水産物供給基盤整備
事業として、今年度も古茶内地
区でウニ資源の増大を目的に、
囲い礁の改良事業が行なわれます。

町の実施事業については、暑寒
町 2 丁目の町有地に 1 棟 8 戸の
公営住宅を建設し、南暑寒 2 丁
目団地から 8 世帯の入居者を移
転させます。

阿分団地は、耐力度調査を行
い、判定に基づき、外壁と屋根
の改修及び内部に手摺りを設置
します。

町有施設の解体事業について
は、旧阿分小学校の体育館と教
員住宅 4 棟の解体を行います。

②増毛駅に係る駅前通りの活性
化について

4 月 15 日に、映画「駅×ステ
ーション」に出演されていた女
優の倍賞千恵子さんの講演会を
文化センターにて開催し、3 6
0 人の来場がありました。

翌週の 4 月 22 日には、増毛駅
舎のリニューアルオープン式典
として、1 0 0 人ロングテー
プカットを実施しました。

青年部協働隊による「駅☆祭」
も併せて開催され、この日の様
子はテレビの全国ニュースでも
放送されています。

ゴールデンウィークには、「増毛ふるまい事業」として、特産品の試食や物販が行われました。5月13日には、廃線路を歩く「健康ましけウォーキング」が開催され、町内外から約130人が参加し、町内約9キロを散策しています。

観光客に何度も当町に来てもらうためには、小規模ながらもこうしたイベントを継続的に実施することが必要だと考えており、行政だけではなく、駅周辺の事業者が自主的なイベントを開催できる環境づくりも推進していきたいと考えています。

③増毛春の味まつりについて

当町には、えびや地酒だけでなく、タコやホタテなどたくさん美味しい物があり、それを広めていくために、「増毛えび地酒まつり」を「増毛春の味まつり」と名称を変更して開催することとなりました。

名称を変えることによる来場者の減少が心配されましたが、2日間とも天候にも恵まれ、

主催者発表で4万1千人の来場となり、大いに賑わいました。特に日曜日は、来場者であふれ、今年は2日間とも1丁目通りを歩行者天国として、通行の安全を確保することができました。沿線の町民の皆様のご協力に感謝しています。

各出店者や飲食店が工夫を凝らし、祭りを盛り上げており、今後の発展が感じられるイベントだったと思います。

大きな事故がなく無事を終えることができたことは、関係各位のご指導と町民の皆様のご理解とご協力のおかげであり、心より感謝申し上げます。

④健康増進の取り組みについて

特定健診・保健指導事業では、国から示された目標であります、国保加入者への健診実施率60%を平成29年度に達成しました。

実施率60%を達成している市町村は、北海道には10団体ほどありますが、留萌管内では当町が初めてであり、町民の皆様のご協力に厚くお礼を申し上げます。

保健指導においては、町の課題である介護認定率の高さの改善に向けて、高血圧対策を柱とし、病気の重症化の予防を着実に進めているところです。

更に、平成30年度より被用者保険加入者にも、保健指導を実施できる体制を整えましたので、町民全体の健康を守ることを目的に、食習慣や運動習慣の改善指導や、病院への早期受診の勧奨を行い、病気の重症化を防ぐことよって、医療費、介護費の伸びを抑え、国民健康保険税、介護保険料を安定化させていきたいと考えています。

健康寿命延伸人材育成事業では、オーベルジュましけに設置した「ら・さんて」の利用者数、文化センターなどで開催しております運動教室への参加者数が、当初の見込みを大幅に上回り、体重の減少や血圧の降下といった効果を上げています。

今年度はPDCAサイクルに基づいた、効果的、効率的な事業方針を検討して健康づくり事業を展開していきます。

町政はあなたのために…

～議会を傍聴しませんか？～

議会はどなたでも傍聴することができます。気軽においでください。

- ◆町議会の定例会は、年4回（3・6・9・12月）開きます。
- ◆町議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。

議会の日程や傍聴規則など、詳しい内容は議会事務局までお問合せください。

一般質問 **ズバリ** 町政のここが聞きたい！！



今回の第2回定例会の一般質問は、本会議1日目の14日に行われ、5名の議員が11項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)

報は。
(2)町職員が実施した減塩食の試食会の概要や感想、課題は。
(3)高血圧の人は大量に汗をかけた場合を除き、夏でも食塩は制限すべきだとされているが、こ



○小田議員

小田議員①

循環器疾患の予防について

Q 当町における減塩の取組状況は

A 食生活改善のほか運動の習慣化等が必要

日本では成人の3人に1人、高齢者の3人に2人が高血圧と診断

されており、脳卒中や心臓病などの循環器病の大きな危険因子とされているが、高血圧を予防するためには減塩が重要な要素である。

(1)当町における減塩の取組の現状と町民の食塩摂取量などの情報。

(2)町職員が実施した減塩食の試食会の概要や感想、課題は。

(3)高血圧の人は大量に汗をかけた場合を除き、夏でも食塩は制限すべきだとされているが、こ

の夏の熱中症予防に減塩をどのように町民にPRしていくか。
(4)「かるしお認定」の推奨による減塩の取組に対する支援、寿司店などで減塩醤油が選択できる店を健康店として認証するなど、減塩を町ぐるみで後押しできないか。

○町長

(1)町民を網羅した食塩摂取量のデータはないが、当町では高血圧により動脈硬化が進み、心筋梗塞や脳梗塞などの循環器疾患を発症する人が多く、医療費や介護給付費に大きく影響していることから、特定健診受診者への個別の保健指導を中心に、町民への啓発強化を検討するなど、高血圧や減塩の対策を重点課題として取り組んでいる。

(2)参加した職員の感想は、「減塩食品のイメージが変わった」「おいしく食べられた」という

意見がほとんどであり、減塩食品の種類が豊富なことにも驚いていたが、身近な小売店では種類も限られ、入手しにくいという課題も見えてきた。これまで

長年、濃い味付けに慣れている町民に、どのようにして減塩食品を浸透させていくかも大きな課題である。

今後、様々な機会に開催し、広く町民にPRしていければと考えている。

(3)通常の食事摂取ができていない方は、意識的に食塩摂取量を増やす必要はないと考える。

熱中症予防では、これまで防災無線で呼びかけているように、

屋外の運動や作業で多量に汗をかいた場合や体調不良等で食事がとれない方は、水分と塩分の両方を補給するよう推奨していく。(4)町が独自に「健康店」の推奨

をすることは考えていないが、関係機関や団体、企業等と連携を図りながら、町全体で高血圧対策、減塩対策の機運を高めていくことが重要である。

また、減塩による食生活の改善以外にも、血圧を安定させる対策として、運動の習慣化やタバコ、飲酒等の啓発・相談等を併せて行う必要があると考えている。

○小田議員

幼稚園や保育園、小・中学校などの給食を減塩にする、減塩の大切さを授業の中に取り入れるなど、子どもの頃からの教育はできないか。

○町長

子どもの頃から、味覚に慣れていくのも大切だと考えているので給食等に取り入れる、また、減塩に対する教育等も進めてもらいたいと考えている。

○小田議員

町民の皆さんの知識として取り入れてもらうために、減塩食の調理実習や試食会を開催できないか。

○町長

来年度に向けて、減塩食品の試食、啓発に努めたい。

○小田議員

当町は配食サービスをしているが、これを健康の分野にも広げて、「減塩してもおいしい配食サービス」も健康の視点から広げていけないか。

○町長

配食サービスを進めるための減塩対策ではなく、減塩対策は配食サービスでも進めていきたい。

小田議員②

認知症対策について

Q「コグニサイズ」を導入しては

A積極的に検討したい

○小田議員

認知症を患う方は、2012年に全国で462万人、2025年には700万人を超えると考えられ、わずか10年間で1.5倍に増加すると予想されている。

国立長寿医療研究センターでは、MCI(認知症ではないが正常とも言えない状態)の段階で、運動と認知トレーニングを組み合わせた「コグニサイズ」の実施が認知機能の低下を抑制することを目指して、コグニサイズを普及している。

また、NHKの番組において、

権威ある医学誌で「認知症の最大の要因は聴力であり、脳の広い範囲に影響を与えるため、ひとたび問題が出ると脳が萎縮しやすい」ことが紹介されていた。

難聴が認知機能低下のリスク因子の一つであることは、2015年に厚生労働省が発表した新オレンジプランにも明記されている。またフランスの25年にわたる縦断的疫学調査で、補聴器装用をしていない難聴者は正常者より認知機能低下が進行するのに対し、装用している難聴者は進行が抑えられること等が報告されている。

- (1)当町の認知症対策の状況は、どのようなになっているか。
- (2)コグニサイズのようなプログラムは、生きがいデイサービスや健康寿命延伸事業などで取り入れられているのか。今後、導入してはどうか。
- (3)難聴の対策はどうか。「補聴器が合わないからしない」という高齢者は多いと思うが、どのように相談を受けていくか。

○町長

(1)従前から保健師等により、本人や家族の相談に基づき助言等をしていくほか、認知症サポートー養成講座の開催や徘徊高齢者等SOSネットワークシステムの運営などを行ってきた。

さらに、本年度から認知症対策総合支援事業実施要綱を定め、医師・保健師等で構成する認知症初期集中支援チーム会議の開催により、早期に適切な治療や支援ができるよう対策をしていくほか、認知症地域支援推進員を配置することで一層推進していきたい。

(2)コグニサイズそのものではないが、「ふまねつと運動」や「デュアルタスク運動（脳に負荷をかけるための2つの動作を行う運動）」など、運動と認知トレーニングを組み合わせたプログラムを、生きがいデイサービス開始当初から実施している。今後は、コグニサイズも積極的に導入していきたい。

(3)これまで、取組を行っていないが、難聴の方には医療機関で

適切な検査・診断を受けた上で、自分の症状に合うよう補聴器の調整を繰り返し行い、使用することの重要性を説明していきたい。

○小田議員

適切な時期に医療に掛かることで、進行を食い止めたり、時として認知症でなかったことも明らかになるので、できるだけ早期に医療機関へ町民が行けるように、知識の普及を積極的に行ってはどうか。

○町長

認知症対策は、当然やらなければならぬと考えている。

○小田議員

補聴器をかけると雑音も拾って、すごく疲れるため、高額なものを買ったが付けてないという話を聞く。その辺の眼鏡店に行ったり、訪問販売で買ったと聞くが、耳鼻科で聴力をきちんと計って、どの音域が聞こえないか調べて、医師の診断のもとに補聴器を作ることが大切だと思う。一日中付けたままにするのと雑音も拾うので、付け方の指導も必要だと思う。補聴器を手

に入れる際は、医師の診断を受けることが重要と思うので、町民に働きかけてはどうか。

○町長

正しく補聴器が使用できるように、相談を強化したいと思うが、まず専門病院への受診を促したい。

小田議員③

災害時要援護者支援・福祉避難所について

Q 要援護者の避難訓練が必要では

A 各自治会、事業所に要請したい

○小田議員

今年5月の日刊留萌新聞で、留萌市が「災害時要援護者支援プラン」を策定して「個別計画」の作成を進めたこと、「避難行動要支援者名簿」を作成し年2回関係機関に配付していることなどが報道された。

また、平成28年4月に内閣府（防災担当）が発行した「福祉避難所の確保・運営ガイドライ

ン」には、「高齢者や障がいを持つ方々などにとっては、直接の被害だけでなく、生活環境が十分とはいえない避難所で、長く生活することを余儀なくされた結果、健康を害し、復旧・復興に向けた生活再建に困難を生じているケースも見られるので、市町村を中心として、平時から取り組みを進めていただきたい。」と記載されている。

(1)現在、災害時要援護者名簿はどのように作成・更新されているか。留萌市では年2回配付されているが、当町における更新の適切な頻度をどう考えているか。

(2)災害時要援護者プランの策定、個別計画の作成の必要性を感じるがどう考えるか。

(3)従来から福祉避難所の指定を求めてきたが、ガイドラインでも平時からの指定の必要性が記載されているにもかかわらず、この度のハザードマップには指定されていない理由と検討内容は。

(4)災害時要援護者名簿を活用した避難訓練の必要性は。

(5)外国人や観光客への訓練の必要性をどう考えているか。

○町長

(1)災害時要援護者名簿登録事業実施要綱に基づき、70歳以上の高齢者や障がい者など災害時に援護を必要とする方で、個人情報を提供することに同意された方の名簿を作成し、安心して暮らすことができる地域づくりの形成を目的として、3年に1度の民生委員の訪問による調査を行っており、今年度が調査年となっている。さらに、毎年12月の自治会長会議を通じてお願している調査名簿を基に、更新を行っている。また、名簿の登録者に死亡・転出などの異動があった場合は、その都度、修正していることから、現状の更新頻度で今後も進めていきたい。(2)管内他町村の災害時要援護者プランの状況を確認しながら、策定に向け検討したい。また、個別計画も3年に1度行っている災害時要援護者名簿の見直しに合わせ、必要な情報の聞き取りを民生委員に協力依頼する

など、作成に向けて検討したい。(3)現在、見直し中の防災計画に保健センターと明和園の2か所を指定して登録する。2か所も福祉避難所としての機能は最低限満たしていると考えているが、災害発生時に必要となる物資や機材は随時整備する予定である。

(4)既に歩行困難な方の車いすを押し避難訓練をした自治会もあるが、要援護者の訓練も取り入れてもらえるように各自治会、事業所に要請したいと思っている。9月1日の全町防災訓練には、要援護者に限らず、一人でも多くの方々に訓練に参加してもらえよう、広報や防災無線を利用して広く周知したい。

(5)訓練の必要性は感じている。昨年の全町防災訓練の参加者報告では、一部の水産加工会社で職員とともに外国から来ている従業員も訓練に参加している。また、ある事業所の職員が観光客に声をかけて避難訓練に参加したと聞いている。今後、観光客の避難は、事業所への協力要

請、町民に避難時に声かけを行ってもらうなど、どのような対応が必要なのか検討したい。

西山議員①
水稻農業対策について

Q 当町での直播農法の取組は
A 試験栽培の結果を踏まえて検討される



○西山議員

国は今年から、約50年続いた減反政策を転換し、農家の米を作る

自由は拡大したが、人手不足や高齢化等により、作付面積は横ばいということである。

国は減反廃止に伴い、農家への補助金はやめるが、麦や家畜のエサになる飼料米の交付金は維持する。そのために、今は飼料米に力を入れる生産者が多く、外食用に使われる安い業務用米が不足している。

上川農試が開発した「上育471号」は、生産コストを抑えることで、利益を出せる狙いがあり、今年5月から直播じかまきによる試験栽培が道内11町村で始まり、面積は5・6ヘクタール、収量や品質、地域間差等のデータに基に、来年からの本格栽培に向けた資料にすることを。低温でも育ちやすく、多収であり、食味も「ななつぼし」並みで、これまでの直播米「ほしまる」の後継として期待されているということだ。

現在、当町の水稲農家は41戸で、このうち専業は29戸、兼業は12戸であり、総作付面積は286ヘクタール、平均6・9ヘクタールである。今年の道内の直播作付面積は、全体の9万8千6百ヘクタールの約2%にあたる2千ヘクタールだが、当町での直播はどのようになっているか。また、今後どのような取組をしていくのか。

高齢化が進んでいる今、社会の変化に対応し、地域の特性を生かした作物の生産も必要であ

る。平均6・9ヘクタールの面積であれば、減反による補助金がなければ、ほとんど赤字経営ではないかと思う。

今後、直播農法による試験栽培を見た上で、経費の節減を図っていく必要がある。また、専業農家が29戸であれば、すでに高齢化が進んでいる状況と思われるが、高齢化対策をどのように考えているのか。

○町長

直播栽培は、農家の高齢化、農家戸数の減少が進むなかで、規模の拡大、水張り面積の確保に対応するための省力化を目的としている。一般的な移植栽培に対し、水田に直播種子を播く農法で、育苗作業が不要となるほか、ハウスの設置に係る費用の削減につながり、労働時間等の省力化や経営の複合化の面でメリットがあるとされている。

また、直播栽培の品種としてほしまるに続く上育471号が今年度道内11地区で試験栽培が始まり、各地の試験栽培の結果を踏まえ、農業者や農業改良普

及センター、地元農協、南留萌輪作研究会等の関係機関で、直播栽培の取組が検討されていくと考える。

町としては、農家の高齢化は喫緊の課題として受け止めている。今後も生産基盤となる農地整備や農産物の販路拡大、ブランド化を進めるほか、新規就農フェアへの参加など、農協とも連携を図っていく。

また、数軒の水稲農家で後継者の確保が進んでおり、大いに期待をしている。

○西山議員

一部を直播に切り替えるためには、共同出資による機械の購入も考えていくべきではないか。直播農法は、1ヘクタール1時間くらいで終わると思う。機械を個々に購入するよりも、地域に1台で十分間に合うと思う。

旭川の永山地区で水田を作っている方が、今年70アールの田んぼに80キロの上育471号を播いたという報道があったが、参考にするべきではないか。

○町長

国の産地パワーアップ事業を活用し、機械を購入して、3軒の農家が直播を実験しており、この推移を見て進めたいと考えている。機械の共同購入も法人化を考えながら、進めていく必要がある。

また、永山地区の上育471号の圃場も研修して、今後の町の水田農家がどのように進めていくのか、検証したいと考えている。



2-3-のとはな7-ド

直播（じかまき）とは？

作物を栽培する際、水田に苗を植える従来の方法（移植栽培）に対し、水田に直接種子を播く方法です。育苗、田植えの省略により稲作の大規模化・低コスト化・省力化のための技術とされ、苗を水田に植える従来の移植栽培に対して、育苗・移植作業等の負担を減らせるため、担い手の減少や高齢化が進む日本の農業で有望視される新しい栽培方法とされています。

西山議員②

介護保険について

Q 保険料が高くなることへの対策は

A 運動や生活改善などで抑制したい

○西山議員

介護保険料は40歳以上の方が支払い、3年ごとに改正し、基準額をもとに所得に応じて増減する。当町の場合、前回5300円から991円増の6291円となった。
(1) 介護保険料滞納者の状況は、どのようなになっているか。また、滞納者へのペナルティーがあるか。
(2) 年々人口の減少と共に、保険料が高くなっていくことが予想されるが、その対策をどのように考えているか。
(3) 高齢者が要支援や要介護状況にならないために、具体的にどのような対応や対策に取り組んでいるか。

○町長

(1)滞納者は、年金支給額が18万円以下の方、または事情により年金から天引きできない方など、納入通知書で納める普通徴収の対象者となっている。

介護保険料の滞納が2年を経過した場合は時効となり、不納欠損処理を行うが、過去に不納欠損を行った被保険者は、その期間に応じて、保険給付に制限がかかり、介護サービス費の自己負担割合が1割から3割となること、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費等が支払われなくなる措置がある。

滞納者には、督促状の通知や職員が滞納者宅を訪問するなど、保険料の滞納によるサービス給付の制限などを説明し、滞納額の減額に努めている。

(2)将来の介護認定者数を予想することは難しく、対策を講じるというよりは、本年度からの第7期計画の3年間、次の第8期の3年間の取組により、いかにして保険料の抑制に結び付けていくかが重要ではないかと考え

る。

(3)介護予防対策として、生きがいデイサービス事業及び健康寿命延伸人材育成事業等を実施しており、多くの高齢者の方に参加してもらえよう事業のPRに努めるとともに、町民の健康意識の向上や健康増進のための施策を検討したい。

また、健診受診や健康相談、運動教室等にも、多くの方に参加してもらいたい。

○西山議員

保険料を滞納した場合は、原則的には3年以後に、徴収することができない。滞納者が遡^{さかのぼ}って3年間分を払うと、全てペナルティーがなくなるのであれば、毎年納める方と3年間で済む方と不公平感がある。

○福祉厚生課長

1年以上の滞納者は、介護費用全額を一旦支払い、その後申請をして9割が戻ることとなる。1年6か月以上の滞納者は、9割が戻るが、その部分から滞納保険料に充当される。2年以上の滞納は、介護サービスの制限

と自己負担が1割から3割に引き上げられる。

○西山議員

当町の場合は、高齢化率は高いが、介護認定された方は23%で、65歳から80歳くらいの方は、非常に元気な方が多いと考えられる。この元気な方をいかに持続させるか、考えてみる必要がある。

送迎バスで入浴されている町民の方々に、「ら・さんて」で運動してもらおう取組も必要ではないか。

○町長

65歳以上人口1954人のうち451人、4人に1人の23.1%が要介護・要支援の認定を受けており、北海道の平均が19%なので、それ以下にしなればならないと考えている。

減塩や糖分を控える栄養管理、それと運動、生活習慣の改善、これらを総合的に進め、介護保険料を抑制することが肝要である。送迎バスで入浴されている住民には、「ら・さんて」の利用を勧奨したい。

○西山議員

施設の多い町村は介護保険料が高くなり、施設が無い所は低くなる。当町は特養も養護もあり、その他にも施設が2か所あるので、当然高くなる。再度、介護度を見直しする必要はあると思う。介護度を高くするとサービスが増えるので、そういう対策もするべきだと思う。

○町長

施設が多くなることは、介護保険料も高くなるということでもあるが、まず介護認定を受け人を少なくさせる。介護認定者が少なくなることで、保険料を下げる方向につなげたい。



大井議員①

公共施設の環境改善について

Q トイレ洋式化の今後の計画は
A 利用頻度等を判断して改修する



○大井議員

昨年第2回定例会で、公共施設41か所にある和式トイレを1年に何基かずつ、使用頻度の高い施設から計画的に、洋式化を進めていくと答弁があった。

今年度は、役場庁舎内が予定されており、和式トイレを使用することが困難な高齢者や足腰の不自由な方々にとっては来庁時の利便性も増し、喜ばしい事だと思ふ。
(1)トイレ洋式化の今後の計画はあるか。
(2)観光客などが訪れて、その町の第一印象の良い悪いが決まる

のは、トイレだと思ふ。

誰でも快適に使用できるように、手すりを付けることや便座シート・便座クリーナーを備えることは、清潔面からも必須なことではないか。清潔に行きとどいているのを見ると、その町のおもてなしが伝わるので、洋式化だけにとどめず、より清潔感をあたえられるようなことをプラスするのも必要であり、大事なことだと思ふが。

○町長

(1)現在、トイレがある公共施設は41施設あり、平成29年度に陣屋展望台の和式3基を洋式2基に改修している。

また、30年度には使用頻度等から判断し、役場庁舎の2階・3階と漁村センターの洋式化を行う。

これらの改修により、全ての公共施設で和式トイレのみの施設はなくなり、使用頻度等を総合的に判断し、適宜改修を行いたい。

(2)手すりや便座シート・便座クリーナーの設置は、観光客など

に対する第一印象に与える影響が高いことは十分に認識しているので、利用者が多いところから検討したいと思ふ。

○大井議員

これからも利用頻度の高いところからとのことだが、具体的にどこからかは、まだ考えていないのか。

○町長

庁内の各担当課に指示を出している。今後とも担当課からの要望で、洋式化を進めたいと思ふ。

○大井議員

利用頻度の高いところ、町民がたくさん来る場所からやってもらいたい。例えば、文化センターの1階は改修して大変結構な洋式トイレになったが、2階の1基は洋式だが簡易性で、残りは全部和式であり、2階もいろいろな方が使用し、足腰の悪い方や老人の方もいる。また、市街診療所のトイレは、尿検査などを受けるためにもあるが、狭くて用を足して容器に入れるのは苦痛になっているという声

もあるのでは、ぜひその事も考えては。

○町長

担当課に指示を出しているのですが、今後とも洋式化を進めていく。

大井議員②

健康寿命延伸人材育成事業について

Q 「ら・さんて」を有料化するのか
A 今後とも無料で進めたい

○大井議員

当町では、昨年2月から国の地方創生推進事業を活用した健康寿命延伸人材育成事業として「ら・さんて」を実施し、1年が経過した。昨年4月から今年2月までの延べ利用者は5101人、運動教室は3634人と目標値を大きく上回ったことは、町民の方々が普段に増して健康づくりに関心をよせ励んだことが、このような結果につながったと思ふ。

(1)「ら・さんて」の昨年度の最終的な利用者数、年齢層や男女比率にどのような傾向があったか。また、70代男性の利用者が少ないと聞いたが、その原因は何か。

(2)「ら・さんて」の入口受付にアンケート用紙が置いてあり、その調査項目の中に「地方創生交付金が終わり、「ら・さんて」の利用が有料になったとしたら、今までどおり「ら・さんて」を利用しますか。」という質問があったが、今後、有料化する前提で、このアンケートを実施したのか。

(3)「ら・さんて」の利用者は、マイレージ・ポイント6個でホテルの入浴券1枚と交換できるが、この1年間で何枚の入浴券が支給されたか。また、商工会商品券との2種類にしてはどうかと第1回定例会で質問したが、検討はしたか。

○町長

「ら・さんて」を拠点とした運動や個別指導を中心に様々な運動教室の開催や積極的に各種

団体において指導するなど、町民一人ひとりが健康づくりへ関心と意識が高まるよう活動を展開している。

(1)昨年度「ら・さんて」の利用者は、合計で延べ5588人、60代の方が多く、男女別では女性が延べ3265人と全体の58%を占めている。運動教室利用者は延べ4010人、うち女性が86%となっている。70代の男性が少ない要因は特定できていないが、今後とも利用しやすいように検討したい。

(2)アンケート調査は、交付金の最終年度で次年度以降も継続して実施するための検討資料として実施したものであり、有料化を前提としたものではない。

(3)マイレージポイントでの入浴券配付は、昨年度567枚支給、金額にして約31万2千円である。

今後は、この事業以外でもポイントが貯まる仕組みを検討しており、商工会商品券の活用も含めて、様々な部署で連携したいと考えている。

○大井議員

「ら・さんて」の利用者数は、延べ5588人との答弁だったが、6ポイントに一枚配付された入浴券の枚数567枚では、数が合わないのではないか。

○町長

スタートから配付していたわけでは無いので、その結果だと考えているが、調査したい。

○大井議員

「ら・さんて」は続けていくとのことだが、有料化の有無はこれから検討するのか。

○町長

今回のアンケート内容については、関知していない。健康事業は、継続していかねければならないと考えており、今後とも無料で進めたい。

○大井議員

この「ら・さんて」で、健康運動の指導をしている地域おこし協力隊の一員がいる。他にも地域おこし協力隊の方が一生懸命活動し、町ホームページには活躍の一端が掲載されているが、報告会を開催してはどうか。

○町長

報告会は、今のところ考えていないが、この健康事業に一人でも多くの町民が参加してもらえる仕組みの一つであれば、開催も考え検証しながら、いろいろな方策で参加者を増やしていきたい。

大井議員③

民間賃貸住宅建設補助金等について

Q 町民税のみなし課税対象者はいるか

A 今年度の対象者はいない

○大井議員

平成29年第1回定例会で、「移住・定住することは、当町に住所を置いて納税者になること」、「民間賃貸住宅や従業員宿舍入居者は、当町に住所を置く期間を設けて、町税収入が得られるよう検討すべき」と質問し、「住民票がなくても実態があれば、住民税は課税できる。企業には、住民票を移すという要望を出せ

るのではないかと答弁であつた。

地方税法第294条第3項では、「市町村は、住民記録台帳に記録されていない個人が市町村内に住所を有する者である場合には、住民記録台帳に記録されている者とみなして市町村民税を課することができる」とある。

(1) 現在、当町において、課税対象者はいるのか。

(2) どのように、生活実態を確認しているのか。また、当該企業に対し、入居従業員等への住所移動を促すことは、どのように進められているのか。

(3) 家賃設定は、10年間の管理期間が設けられており、契約更新時に確認するとある。賃貸住宅の契約更新期間は、一般的には2年間を定めているようだが、2年とした場合、28年度に補助対象となつた賃貸住宅は、今年度が契約更新の年になる。家賃確認は、どのように行われたのか。貸付人、賃借人など両方の確認をしたのか。

○町長

(1) 「地方税法第294条第3項の規定に該当する課税対象者」は、30年度はいない。

(2) 生活実態の確認は関係者から聞き取り調査し、地方税法の実態に関する要点・要綱に照らし合わせ、生活の拠点がどこにあるかを判断して、課税の有無を決めているが、その際に企業に対し、住所移動を促す要望は行っていない。

(3) 28年度に補助した従業員宿舍1棟は、従業員に限定した住宅で、退職するまで入居することが出来るため賃貸借契約はなく、家賃証明を提出してもらい確認している。

補助金交付要綱第14条で「補助事業者に対して、対象住宅の入居状況等について報告を求めることが出来る」と規定しており、今後は契約更新時に家賃が限度額を超えていないことを確認するため、家賃証明又は更新時の契約書の写しなどを提出してもらおうことを考えている。

なお、建設当初の家賃設定が

要綱に違反していないかを確認するため、家賃証明又は賃貸借契約書の写しを実績報告書に添付し、提出することとしている。

○大井議員

30年1月1日現在で課税する人はいないとのことだが、生活の実態が1週間のうち何日当町にいて、何日違うところにいるのかまで調べたのか。

○税務課長

調査内容は、8戸のうち入居している7名について、企業の担当者に聞き取り調査をした。住所移動をもらった方が3名で、ほかの4名の方は当町以外に住所がある。

この町外に住所がある方は、週末に家族の元に帰ることで、地方税法の事務提要では課税できないとの判断で課税していない。



酒井議員

港湾施設基盤整備事業計画の進捗よく状況について

Q 基盤整備事業の早期実施が期待されるが

A 32年度以降の早期に整備される見込み



○酒井議員

昨年度に国土交通省が創設した農水産物輸出促進に向けた港湾施設整備に対する支援制度において、基盤整備事業の全国第1号として石狩湾新港と苫小牧港をはじめ道内の6港が認定され、その中に増毛港が含まれたことから、事業内容や完成までの目途などを昨年の第2回定例会で質問し、「計画では弁天岸壁の物揚場に延長90メートルの屋根付き岸壁を整備し、平成30年代後半の完成を目標としている。」との答えであつた。

(1) 増毛港の港湾施設基盤整備事

業計画が早期に実施されることが期待されるが、町としてのどのような働きかけを行っているのか、その進捗よく状況はどの程度か、(2)この事業には漁協との協力、連携が不可欠と思うが、その後この事業に対して具体的な協議が進んでいるか。

(3)輸出先の需要が伸びた場合の労働力の確保は、考えているか。

○町長

(1)認定を受けたことにより、衛生管理を目的とした屋根付き岸壁が整備されることになったので、国土交通省及び道内選出の国会議員に対して整備促進のため、要望書の提出と陳情を年2回行った。

今年度は、防波堤を24メートルと弁天岸壁の物揚場85メートルの整備、屋根付き施設の設計を実施する。

来年度は、屋根付き施設90メートルのうち30メートルの建設と港湾施設用地400平方メートルの一部を埋め立て、再来年度以降の計画では、屋根付き施設の残り60メートルの建

設と港湾施設用地の残りの部分の埋め立てによって屋根付き岸壁が完成するので、当初計画した30年代後半より早期に整備されると考えている。

(2)昨年10月に北海道開発局、留萌開発建設部、漁協と町の四者で、屋根付き施設の建設費用、規模、構造及び利用方法等の協議を行っている。

11月には、留萌開発建設部による屋根付き施設整備計画の説明会において、漁協、さけ定置網業の経営者と町が参加し、整備計画の説明と意見交換を行い、漁業者から承諾を得た。

(3)漁業に限らず、町内の全ての産業における労働力の確保に、どのような施策が必要なのか、今後、調査研究したい。

○酒井議員

今後、事業の進展に向けて、どのように取り組んでいくのか。

○町長

昨年5月に国土交通省港湾局長室で認定書をいただいたが、その後は港湾大会での要望書の発表、港湾大会の賀詞交換会等

に参加しており、今年5月には苫小牧港の全国第1号港湾における屋根付き岸壁の完成式典にも参加している。今後とも、このような大会の参加、それから地元国会議員、港湾議員連盟へ陳情活動を強化し、屋根付き岸壁の早期完成に努力する。

○酒井議員

労働力不足の対策には、どのような取組をしているか。

○町長

健康寿命延伸事業で、いつまでも元気で働き続けられる町を実現し、地元の人に1年でも長く働いてもらいたい。また、漁業にはインドネシア、ベトナム等の外国人も入っており、そういう傾向がこれからは強くなると思っている。

担い手対策の漁業従事者として、地域おこし協力隊等の募集は難しい面もあるが、そういうことも可能性を考えながら進めていきたい。

○酒井議員

今後の鮭の輸出の量、鮭以外の品目の増加の期待と展望はあ

るか。

○町長

現在、鮭が輸出されているが、当町の漁獲物が輸出に向かうためのことを考えると、ナマコやホタテのほかに、甘エビ等が輸出されて付加価値が上がる、そういうことも研究しなければならぬ。

漁業水産物だけではなく、農産物など他のものも増毛港から出せるように、考えなければならぬ。

○酒井議員

農産物の輸出に向けて取り組んでいけると良いと思うが、具体的な動きはあるのか。

○町長

民間であるが、輸出促進計画を認定した自治体がほとんど加入している団体があるので、当町も今年度から年度に加盟し、促進していく。これは、小さな荷物から輸出ができる制度であり、飛行機を使ってということなので、そういうところから進めていくことも一つの手と進んでいる。

菅原議員①

生活保護法改正案
について

- Q 困窮世帯の教育環境が厳しくなるのでは
A 現時点で自己負担増の把握が難しい



○菅原議員

10月から生活保護基準が引き下げられ、生活保護費の一部引き下げ、

ひとり親世帯への母子加算も約2割削減されることになる。また、子ども達のクラブ活動など、教科外活動の学習支援費が定額支給から実額支給となり、領収書を添付して事後請求となる。
この法改正で懸念されることは、今まで可能だった参考書や書籍の購入費が、学習支援費の対象外となることで、教育の機会均等や子どもの教育格差が広がり、困窮世帯の子ども達の教育環境が、ますます厳しいもの

になる。

- (1) 当町の生活保護受給世帯数と児童・生徒数は。
- (2) 教科外活動での自己負担はあ

るのか。

○教育長

この度の改正は、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、教育扶助や母子加算などの見直しですが、10月から3か年段階的に実施される。

- (1) 5月末の生活保護受給世帯数は、83世帯103名で、対象となる児童生徒数は、3世帯で小学生2名、中学生2名である。
- (2) クラブ活動費と学習参考図書費は、一括して学習支援費として措置されていて、小学生は月額2630円、中学生は4450円が定額支給されているが、

今回の見直しでは、給付対象がクラブ活動費に限定され、月額から年額となり、小学生1万5700円、中学生5万8700円の上限を設定したうえで、実費支給となった。なお、学習参考図書は、児童養育加算で対応する。

また、社会見学費は、教育扶助の基準額の中に手当があり、見直しの基準額は、小学生で月額390円増の2600円、中学生では月額710円増の5000円

の定額支給となっている。次に、社会見学費の負担は、基準額が増額となるので、新たな負担額は生じないと考えられる。クラブ活動費は、単独で上限額が設定され、実費支給になるなど、支給方法が変更になったが、詳細や対象経費などが示されていないため、現況との対比や現時点での自己負担増の把握が難しいので、今後、本改正の詳細や状況を見極めながら、当町の教育施策として必要が生じた場合には、協議していく。

○菅原議員

社会見学費等は増額で、負担は起らないだろうが、クラブ活動費は詳細が報告されていない。

確実に言えることは、ひとり親の母子加算が2割減る。母子家庭にとっては、大変な金額だと思う。また、クラブ活動費は、

一回立て替えて、その後に領収書を添えて請求する。

支払団体や自治体で必要なのが分かるのであれば、子どもが申し出なくても領収書を発行する形を取れないか。

○教育長

全般的に詳細は、まだ検討中であるが、領収書の確認は見積書や計画書、各種の資料でも可能とする方向で、検討されているという情報を得ている。

○菅原議員

今までの学習支援費は、参考書や書籍の購入にも充当できたが、今後はできなくなる。ただ、児童養育加算で補えるとのことだが、問題があると思う。自治体が行う就学支援は、基本的に生活保護基準が下がることで、今まで資格を有していた要保護者や要保護者が該当しなくなるのではないか。最低限今までの数値を維持していかなければ、教育格差が広がると思うが、どのように考えているか。



○教育長

教育委員会で執行している就学援助費も、要保護者は生活保護基準と同じなので、その基準が下がると問題になるのは準要保護で、認定は10項目の事柄を確認すること、生活保護の需要額に1・3を掛けた数値を準要保護の認定の収入基準として使っており、見直しの必要があると考えている。ただ、管内的にも協議を重ねて出した数字なので、管内の動向を見極めながら、また国が3か年で改正することなので、注視しながら検討しなければならないと考えている。

菅原議員②

日常における児童・生徒への見守りについて

Q 防犯カメラが抑止につながるのでは
A 今年度に2台の設置を考えている

○菅原委員

近年、児童・生徒を巻き込んだ、理解に苦しむ大変痛ましい事件・事故の報道を頻繁に耳にする。

これら報道されている事件・事故は、当町においても例外ではない。また、報道を見ると多数の防犯カメラの映像が、事件の解決に結びついているように思われる。

防犯カメラの設置は、早期解決はもとより、一番望まれる事件の抑止につながると思われるが、当町における現状と今後の計画等はあるか。

○町長

各関係機関の協力をもらい、犯罪のない安全な街づくりのため、啓発活動を行っている。

防犯カメラの設置は、犯罪の抑止と早期解決に有効な手段と認識している。防犯カメラの現状は、平成29年度に防犯協会により旧石塚商店の協力をもらい、小学校方面に向けて1台設置している。

今後の計画等としては、今年度に当町と防犯協会です新たに2台の設置を考えており、費用の半分ずつをそれぞれ負担する。設置場所は、児童・生徒の安全と安心の確保を最優先に、効果的な場所を教育委員会と協議したいと考えている。

○菅原議員

保育所の改修後、遊具が置かれてから、多くの子ども達が集まって来ている。

私自身が保育所の国道沿いに不審者ともたらねかねない雰囲気、人物を3回ほど見受け、不安を感じ、当町としての現状と対応策等はあるのか疑問を持った。しかしながら、防犯カメラは高額なため、何台も設置するわけにはいかず、またプ

ライバシーの問題も考慮すると設置場所にも配慮が必要になってくる。

もし1台設置するのであれば、保育所方面へ向けての設置を考える。また、保育所の町道側はフェンスではなく、誰でも容易に入れるようなプラスチックの鎖状の設置しかない。公園の中で遊ぶ子ども達の身を守る、そのためにも防犯カメラもしくはフェンスの設置で、対策を講じてはどうか。

○町長

防犯カメラは、意見も参考にしながら保育所、来年度には認定こども園になるが、設置を検討したい。また、保育所の町道側は、現在はプラスチックの鎖だが、冬の除雪等の関係もあるので、その辺も調査して研究したいと思っている。



特集 中学生が傍聴にきました！



今回の第2回定例会を増毛中学校の生徒が傍聴に訪れました。

総合的な学習として、3年生はキャリア学習と地域学習を行うということです。

キャリア学習の視点では、「議員の仕事内容、議会に関わる人の仕事の見学」、地域学習の視点では「町を活性化するために、どのような話し合いが行われているか」という2つの目的を持って、

傍聴していただきました。

授業中の限られた時間でしたが、開会から一般質問の1問目まで、普段あまり見る機会のない、議会の様子を中学生はどのように感じとられたのでしょうか。

傍聴後の感想を、担当の先生よりいただきましたので、紹介したいと思います。

生徒総会との違い

子どもたちにとって議会の傍聴は、初めての経験のためか、緊張した様子でした。

中学生は議会を、学校で行われる生徒総会と比較しながら傍聴したようで、違いに驚いた様子が感想から伝わってきました。

「生徒総会は1時間で終了するが、町の議会は2日間かけて議論する」「質疑の受け答えが1度で終わらず、何度も繰り返される」「異議があるかないかの判断が速い」などがあり、中には「内容が詰まっています」「ごい」「町民のために色々なことを考えてくれていることがわかった」との感想もありました。

しかし、中には「話すペースが速くてメモを取るが大変だった」「質問の内容が難しかった」「聞き取りづらい部分があった」などの意見もあり、こうした率直な意見は今後の課題として議会運営に活かしていきたいと思えます。

身近な話題に興味

町長の行政報告を聞いて、「春の味まつり」と今年から名称を変えたことについて、「増毛にはえびだけではなく、他にもおいしいものがあるからとわかった」との感想や、「2日間歩行者天国だったので、安心して楽しめた」など自分たちの身近なイベントに興味を示していた様子がかがえました。

その他には「ふるさと納税が5億円もありとても多いと感じた」「阿分小学校の校舎は壊されないが、一部取り壊しは寂しい」などの意見もありました。

親しみやすい議会運営を

授業時間の関係もあり、一般質問は小田議員の1問目、「循環器疾患の予防について」のみ傍聴となりましたが、「高血圧の人が多いことを知らなかった」「減塩についても知りたくなった」「減塩食を食べてみたい」など、質問内容そのものに興味を持ったほか、真剣に

質疑がくり返されている姿に驚いたとの感想もありました。

今回の議会傍聴をとおして、「正直、傍聴してもあまりおもしろくないのではと思っていましたが、実際聴いてみると興味深くおもしろかったです」との感想や、「これから増毛町発展のために議会の人たちに頑張ってもらいたいです」など、期待を込めた意見もありました。

今回の傍聴で芽生えた議会への興味関心を持ち続けてもらえるよう、親しみやすい議会運営を心掛けたいと思えます。



議会のうごき

5 月

- 7日 議会だより153号発行
- 10日 留萌管内町村議会議長会定期総会（苫前町）
- 15日 留萌地域総合開発期成会定期総会（天塩町）

6 月

- 1日 議会運営委員会
- 12日 北海道町村議会議長会第68回定期総会（札幌市）
議長・事務局長研修会（札幌市）
留萌管内町村議会議長会臨時総会（札幌市）
- 14日 全員協議会
平成30年第2回定例会（第1日）
総務文教常任委員会
- 15日 平成30年第2回定例会（第2日）
- 18日 留萌地域総合開発期成会臨時総会・地元要望
- 19日 留萌地域総合開発期成会札幌要望
- 25日 留萌地域総合開発期成会中央要望（東京都）

7 月

- 3日 北海道町村議会議員研修会（札幌市）
- 4日 行政視察（石狩市）
- 11日 議会広報特別委員会（第1回）
- 18日 議会広報特別委員会（第2回）

編集後記

夕刻、一羽、二羽と現れたその鳥はあつという間に空一面を埋め尽くした。善知鳥ウツクの帰巢きせう。高速船に揺さぶられながら訪れた天売島はこの鳥の世界一の繁殖地であり、日暮れとともに60

万羽以上がヒナにご飯を持って帰ってくる光景はまさに圧巻であった。聞くことも大切であるが、やはりその場で体験し感じることが何より記憶に残り、身になると実感した。今回の議会報編集はお祭りなど各行事の合間を縫っての作業となった。中でも、7月3日に

は年に一度の全道議員研修会へ。今年は「明治維新から150年、現在そして未来を考える」と題して歴史家・作家の加来耕三氏かく、「現代日本政治と政局のゆくえ」と題して日本大学法学部教授の岩井奉信氏とよかきの講話を聞き、特に加来氏の歴史に学ぶ、歴史から読み取るといった内容はとても興味深く、今後議会として、議員として判断を迫られた時の判断材料として歴史（過去のデータ）が有効だという視点を持つことができたと感じた。

また、翌4日には石狩市へ観光事業全般の行政視察をし、特に5月にオープンした「道の駅石狩あいろーど厚田」の企画立案からプロジェクト全体の取組を詳しく伺うことができた。「今後、隣接する当町とも是非協力していきたい」との言葉、進めたい事業など具体的に聞いたことに視察としての手応えを感じている。

今年で二回目を迎えた中学3年生の学習の一環としての本会議傍聴（詳しくは特集ページに

て）。緊張した彼らの雰囲気は、議場全体が包まれ、いつもとは一味違う1コマとなった。表現できる子、そうではない子と、いると思うが、経験として何かを感じ取ってくれていたらと思っている。

彼らはきつと近い将来地元を巣立つ。今回傍聴してくれた一人でも多くの中学生がウトウのように帰ってきてくれることを願っている。そして、成長した彼らが帰ってきてきても心地よく家族を育める町を目指していきたく強く思う。本会議休憩中、荒ぶる海に大漁旗をつけた一隻の船、その光景はとても力強く未来に向かって邁進まいしんしている宝船に思えた。

議会広報特別委員会

- | | | |
|------|----|-----|
| 委員長 | 松倉 | 清道 |
| 副委員長 | 酒井 | 倫明 |
| 委員 | 豊田 | 敏巳 |
| | 小田 | 緑 |
| | 大井 | 紀美恵 |
| | 土橋 | 文夫 |